

新時代における専利権侵害紛争に関する行政裁決業務の強化についての国家知識産権局・司法部の意見

発表日：2023-09-15

国知発保字〔2023〕39号

各省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団知識産権局、司法庁（局）各位

専利権侵害紛争に関する行政裁決制度は、中国の特色ある知財制度を構成する重要な要素の一つであり、知財保護の全面的な強化、イノベーション型国家の建設の推進、高品質な発展の促進、外部に対するハイレベルな公開の拡大において重要な役割を果たしている。中国共産党第十八次全国代表大会以降、我が国における専利権侵害紛争に関する行政裁決業務は、大きな飛躍と急速な発展を遂げており、顕著な成果を得ているが、法治保障が相対的に停滞し、制度の役割の発揮が不十分であり、体制のメカニズムがまだ整備されていないなどの問題も抱えている。新時代における専利権侵害紛争に関する行政裁決業務を強化するために、ここに以下の意見を発表する。

一、总体要求

（一）指導思想。習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、中国共産党第二十次全国代表大会及び第二十期中央委員会第二回全体会議の精神を全面的に徹底し、『法治政府建設実施綱要（2021-2025年）』、『知的財産強国建設綱要（2021-2035年）』、『「第十四次五カ年」国家知的財産保護・運用計画』及び『行政裁決制度の整備による行政裁決業務の強化に関する意見』、『知的財産保護の強化に関する意見』を着実に実行し、専利権侵害紛争に関する行政裁決に対する法に基づく保障を全面的に強化し、行政裁決制度の役割を十分に果たし、行政裁決体制のメカニズムを整備し、専利権者及び社会公衆の合法的な權益をより良くより迅速に法に基づいて保護し、法治が整備され、効率的に実施でき、有機的に結合され、強力に実行できる専利権侵害紛争に関する行政裁決業務体系を構築し、知財強国の建設の加速、高品質な発展の促進に強力な支援を提供することを堅持する。

（二）基本原則。

一サービスの大局を堅持し、制度の優位性を発揮する。国家経済社会の発展という大局における、専利権侵害紛争に関する行政裁決業務の機能およびそ

の位置づけを正確に把握し、中国の特色ある知財発展の道を着実に歩み、知財保護の属地責任を全面的に果たし、行政裁決制度によるイノベーション保護・創造活性化の作用を十分に果たす。

—法に基づく行政を堅持し、法治保障を強化する。専利権侵害紛争に関する行政裁決業務の強化を、法治政府建設のための重要な事項として、全面的なイノベーションを強力にサポートする行政裁決の法に基づく保障体系を構築し、法に厳格に基づき行政を行い、法執行の責任制を実行し、行政裁決の規範的な建設を全面的に推進し、裁決の執行力及び社会的信頼性を向上させる。

—系統的な協力を堅持し、手軽さと効率の高さを強調する。系統的な観念を強固に樹立し、専利権侵害紛争に関する行政裁決と調停、司法審判などの連携協調メカニズムを整備し、部門の協力、上下の連携、地域の協力、体系の支援を強化し、行政裁決の手軽さと効率の高さの優位性を発揮し、イノベーション主体及び人民に対し、最大限の利便性を提供する。

—改革による先導を堅持し、能力の向上を注視する。専利権侵害紛争に関する行政裁決体制のメカニズムにおける障壁を取り除くことを中心とし、改革思考の強化に尽力し、上層部による設計と草の根レベルでの模索との組み合わせを注視し、行政裁決制度のイノベーション、技術のイノベーション及びルート上のイノベーションを推進し、改革の試験業務による模範及び先導の役割を果たし、現代的な行政裁決能力レベルを全面的に向上させる。

(三) 主要目標。

—2025年までに、専利権侵害紛争に関する行政裁決の法に基づく保障を継続的に整備し、行政裁決の法定任務を効果的に履行し、行政裁決の制度メカニズムを更に改善し、行政裁決と調停および司法裁判等の連携をよりスムーズにし、行政裁決業務システムをより完全なものとし、行政裁決の能力を著しく強化し、省レベルにおける行政裁決の規範的な建設に向けた試験業務を基本的に完了させ、市・県レベルにおける行政裁決の規範的な建設に向けた試験業務を可能な限り実施し、専利権侵害紛争に関する行政裁決の役割を十分に発揮する。

—2030年までに、専利権侵害紛争に関する行政裁決の総合的な革新をサポートするための基盤となる制度を基本的に形成し、行政裁決の制度メカニズムを円滑に運営し、行政裁決制度の役割を十分に発揮し、行政裁決の能力を全体的に向上し、市・県レベルにおける全ての行政裁決の規範的な建設に向けた試

験業務が基準を満たすようにし、行政裁決業務の法治性と利便性のレベルを著しく向上させ、新時代の専利権侵害紛争に関する行政裁決業務のスタイルを基本的に形成する。

二、専利権侵害紛争に関する行政裁決の、法に基づく保障措置の強化

(四) 行政裁決の法規範の改善。専利に関する法律、法規制の改正業務を促進し、行政裁決部門の規則の見直しを推進し、専利権侵害紛争に関する行政裁決の関連制度を整備する。知財に関する地方法規、規則を各地で起草、修正する際に、行政裁決法規範の表現が統一されるよう積極的に促進し、行政裁決の具体的な条項を組み込み、完全な行政裁決の法律法規範体系の構築を加速する。全国人民代表大会常務委員会により立法の権限が付与された地方では、立法と先行試験の強度を増大させ、略式手続、独任審理などの制度の導入を奨励する。

(五) 行政裁決の手続規定の洗練化。各地で行政裁決に関する規定法の適時かつ適切な修正を行い、行政裁決事件の処理基準を整備し、行政裁決の各段階の手続をさらに洗練化及び規範化し、行政裁決と司法審判実体の認定基準の協調的な統一を促進し、行政裁決業務の法治軌道における運用を保証する。条件付きの地方における行政裁決専門規定の制定を奨励し、繁体字・簡体字の分別及び迅速処理のメカニズムを明確にし、証拠取得、証拠確定などの証拠規則及び技術調査、検査鑑定などの措置を洗練化する。

(六) 行政裁決の執行制度の整備。専利権の繰り返しの侵害、効力が生じた行政裁決の履行拒否などの行為については、法に基づいて行政処罰、嚴重違法背信リスト入りなどの手段により、行政裁決の執行保障を強化する。関連の執行措置を厳格に実行し、医薬品の集中購買、電子商取引などの分野の行政裁決について権利侵害行為が成立すると認められる場合、関連部門と共同で法律法規に基づいてインターネット上への掲載を不可とする又はインターネット上での掲載を削除する、リンクを削除するなどの措置を採り、権利侵害行為を即時に制止する。効力が生じた行政裁決決定を当事者が即時に履行するよう督促し、履行を拒否した場合、人民法院が強制的に執行するよう法に基づいて申請する。

三、専利権侵害紛争に関する行政裁決の法定義務の厳格な履行

(七) 行政裁決の属地責任の明確化。各地で行政裁決事項を権限リストに組み込み、リストの目録式管理により、行政裁決事項、機関、事件処理人員及

び手続のフローを明確にする。省レベルの知財管理部門が、管轄などを指定する措置によって、省内の主要な又は地域横断的な行政裁決事件の管轄権を統括する。必要があり、かつ実際の処理能力を有する県（市・区）については、行政裁決権の付与を積極的に促進する。県（市・区）が知財保護義務部門を有する派遣機関を持ち、立件、証拠取得、送達などの行政裁決事件処理に関与するよう奨励する。各地で法に基づいて成立した公共事務職能を管理する組織に委託し、行政裁決業務を展開するようサポートする。

（八）行政裁決の法的義務の効果的な履行。各地の知財管理部門で行政裁決の主な責任と主な業務を強化し、専門の人員と専門の部署を設置し、行政裁決請求に対して受理すべきものは可能な限り受理し、処理すべきものは必ず処理し、即時の処理を行う。法に基づいて現場調査、現場検証などの職責を履行し、当事者が客観的な理由により自ら証拠を収集し且つ書面の申請を提出することができない場合、関連の証拠を収集する調査を行うか否かを状況に応じて決定することができる。各地の司法行政機関で行政裁決の協調及び監督業務を高度化し、行政裁決業務の厳格化・規範化・公正化・文明化を促進する。

（九）行政裁決の公開制度の実施。各地で法に基づいて政府又は部門のウェブサイト、政府の新メディア等により、社会に行政裁決の関連法律、法規、規則及び規範的な文書を公布し、行政処理事件を処理する条件、手続、管轄、時限及び提出する必要がある資料のリスト及び申請書の様式などを公開する。行政裁決を行った専利権侵害紛争事件については、法に基づいて即時に公開し、公開情報は公衆が検索しやすいものとし、行政裁決業務の公開性・透明性を促進する。

四、専利権侵害紛争に関する行政裁決の事件処理強度の増加

（十）事件受理ルートの円滑化。現場での立件、インターネット上での立件、地域横断的な立件などの立体化された受理ルートの構築を加速し、権利者に素早く多様であり、手軽で効率的な立件サービスを提供する。各地で法的な受理ルート以外に、知的財産権保護センター、快速維権センター、専利代理事務所などにより、行政裁決立件サービス窓口を設立することができる。行政裁決制度及びその優位な特徴を積極的に宣伝し、訴訟、公証、鑑定、調停などの分野で、当事者が行政訴訟ルートを自発的に選択して紛争を解決するよう指導する。

（十一）事件の審理方法の最適化。事件処理方法の差別化を積極的に模索し、各地で単純な事件の迅速な処理を奨励し、略式手続の活用を押し広める。

挙証が十分で、事実が明確で、権利義務関係が明確であり且つ事件に関する専利が無効宣告されず有効性を維持している事件については、迅速な審理と迅速な終結を促進する。判断が難しく、複雑で社会に一定の影響を与える事件については、精密な審理と細やかな処理を実行する。行政裁決と専利権確認手続との連携を強化し、専利権侵害紛争、専利権無効宣告の合同審理を積極的に展開する。地域横断的な合同審理メカニズムの構築を模索する。イノベーション主体からの反応が強く、社会世論が注視し、権利侵害が多発している主要な分野及び主要な地域に焦点を合わせ、集中的な受理、合同審理、公開裁決を適時に組織する。

(十二) 事件処理の質・効率の重視。事件処理及び記録管理を強化し、事件処理主体、事実と証拠の認定、事件処理手続及び文書作成を規格化し、事件処理の質を向上させる。行政裁決職能を新たに担う地方に対する指導を強化し、上級知財管理部門が合同事件処理、特別事件指導などの方式を採択し、全体的な裁決レベルを向上させることができる。民営企業、外資企業などのイノベーション主体による権利保護の要請に積極的に応え、法律法規に基づき、重大な専利権侵害紛争に関する行政裁決などのルートを介し、影響力がある全国の複数の重大事件について協力して裁決を行う。

五、専利権侵害紛争に関する行政裁決の支援制度の整備

(十三) 専門技術支援制度の改善。技術調査官制度を整備し、技術調査官の管理法を制定する。専利権の保護に対する要請が多い地区において、公開性・透明性があり、動的に調整可能な常勤・非常勤の技術調査官ライブラリの構築を加速する。条件に見合う地区では、専利審査協力センター、知的財産権保護センターなどを十分に利用し、省レベルの又は地域横断的な技術調査センターを建設することができる。法執行のための事件処理特別経費予算に、技術調査官の業務経費を組み込むよう促進する。専門技術の事実認定に係る解決支援という、知財鑑定機関の役割を十分に果たし、知財鑑定機関の専門化、規範的な建設を促進する。知財鑑定の関連基準を徹底的に実施し、知財鑑定機関のリストラライブラリを構築し且つ動的に調整する。

(十四) 部門・地域横断的な協同メカニズムの整備。行政裁決と調停・司法審判などの業務の結合を強化し、調停裁決の結合および裁決訴訟の提携メカニズムを構築及び整備する。重大な行政裁決事件を行政司法連合技術事実調査メカニズムに組み込むよう模索する。省レベルの知財管理部門が関連部門と共同で行政調停協議司法確認メカニズムを高度化し、司法確認範囲を明確にし、司法確認フローを規範化及び簡略化する。行政裁決の部門・地域横断的な協同

を推進し、情報共有、合同の証拠取得、結果の相互確認、協同執行等のメカニズムを高度化し、協同メカニズムの規範化、制度化を実現する。

六、専利権侵害紛争に関する行政裁決の改革に向けた試験業務の推進

(十五) 行政裁決の改革・革新の強化。各地で行政裁決業務の重点と課題を収集し、改革・革新と大胆な模索を行い、草の根レベルで生み出された実証済みの有効な行政裁決の革新的な方法を適時にまとめ、改善して押し広めるよう奨励する。デジタル手段により行政裁決業務を最適化するよう奨励し、行政裁決のオンライン申請、オンライン立件、オンライン審理及びオンライン送達を積極的に促進する。行政裁決行為の動的管理メカニズムの構築を促進する。部門横断、階層横断、地域横断的なデータ交換の推進を加速させ、行政裁決と権利確認手続、司法判決などのデータ情報の共有、業務フローの貫徹を促進する。

(十六) 行政裁決の規範的な建設に向けた試験業務の深化。国家が統括する省レベルの試験業務、省レベルで統括する市・県の試験業務を構築し、優れたものを全面的に展開し、模範を示して他を先導し、放射状に押し進めて全体を引き上げるといふ、行政裁決の規範的な建設に向けた試験業務のシステムにより、行政裁決制度の試験業務を重点的に展開し、行政裁決体制のメカニズムの整備を絶えず促進する。市・県の国家レベルの専利権侵害紛争に関する行政裁決の規範的な建設に向けた試験業務については、行政裁決の規範的な建設に向けた試験業務を実際に実施した省（自治区・直轄市）が、具体的な実施案を提案し、国家知識産権局、司法部の承認を経て組織的に展開する。

七、専利権侵害紛争に関する行政裁決の能力強化

(十七) 行政裁決能力の強化。管轄区域内の行政裁決事件の指導及び監督を強化する。書面回答、事件処理指導などのメカニズムを整備し、階層別・レベル別の、上下が連携した、効率的に運用される行政裁決指導体系を構築する。行政裁決記録の本レベルでの自己調査、同レベルでの相互調査、上級レベルでの評価調査を組織的に展開する。上級知財管理部門が行政裁決専門家チームを確立し、事件処理における判断が難しい問題を統一的に検討して判断し、パワー不足の地区を重点的にサポートして行政裁決業務を確実に展開する。記録の比較評価、優秀事例の選出、法執行人員の評定、技能の競合などの活動を定期的に展開する。

(十八) 行政裁決チーム建設の強化。行政裁決チームの専門的な建設の推進を加速させ、行政裁決の専門人員を配備して強化する。事件が集中しており、事件処理量が多い地区では、知財行政裁決委員会を設立し、知財行政裁決法廷、知財行政裁決所などを建設するよう模索することができる。国家統一法律職業資格及び専利代理師資格を取得し、法学科及び理工学科の背景知識を有する人員を優先的に配備して行政裁決業務に従事させる。行政裁決の専門人員を中国共産党委員会及び政府の人材計画に組み込むよう積極的に促進し、人材に対応する相応の政策を制定し、ランク昇格関連制度を整備する。行政裁決事件の処理人員の順番の研修を実施し、レベル別・階層別の研修、部門・地域横断的な交流などの方式により、行政裁決チームの専門的能力及び業務レベルを向上させる。

八、組織保障

(十九) 組織指導力の強化。各地は、専利権侵害紛争に関する行政裁決業務の強化を、知財の保護、イノベーション環境及びビジネス環境の最適化、法治政府の建設の推進を全面的に強化するための重要な足掛かりとして、人員配備、チーム建設、経費投入などの保障力を効果的に増大させ、各業務任務の円滑な推進を保証する。その地区の実情に基づき、効果的に実行可能な実施方案を制定し、責任部門を明確にし、協力メカニズムを構築し、各任務の実行を共同で促進する必要がある。業務推進中に遭遇した重大な問題、重要な状況については、国家知識産権局、司法部に随時報告する。

(二十) 監督検査の強化。国家知識産権局、司法部は、各地の業務実行に対する督促、指導及び検査を強化し、業務の成果が顕著な地区及び成績優秀な人員に対して表彰を行う。司法部は、各地において行政裁決業務を法治政府の建設における評価及び法治政府の模範的なイノベーション指標体系に組み込み、前向きな指標として加点するよう指導する。国家知識産権局は、各地の業務実行状況を、年次知財行政保護実績評価範囲に組み込む。

(二十一) 宣伝指導の強化。各地の司法行政機関は行政裁決業務を、法治の宣伝教育計画に組み込み、行政裁決の法的知識普及業務の秩序ある推進を保障する。各地の知財管理部門は「法を執行する者が法的知識を普及させる」という責任制を確実に実行し、多様な形式、豊富な内容の法的知識の普及・法の適用活動を展開する。重要な時期、重要なタイミングを十分に活用し、モデル事例及び経験によって得られた方法を定期的に発表し、行政裁決の成果を大々的に宣伝し、新時代における専利権侵害紛争に関する行政裁決業務のために好ましい雰囲気を出創する。

2023年9月11日

出所：国家知識産権局商標局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/9/15/art_75_187582.html

※本資料は、ジェトロが作成した仮訳となります。情報・データ・解釈などについてできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。